

## トライアスロン強化指定選手・スタッフ 行動規範

### 【趣旨】

トライアスロンエリート・ジュニア・パラトライアスロン強化指定選手及び役員・スタッフが、公益社団法人日本トライアスロン連合(JTU)の「倫理規程」に基づき、フェアプレーの精神とマナーを尊び、善良な市民、健全な社会人としての品性を保ち、トライアスロン競技の向上と発展に貢献するため、日本を代表する選手としての誇りと自覚、そして責任を持って行動し、更にはトライアスロン競技の健全な普及・発展を図ることを目的に、本規範を制定する。

### 【基本方針】

1. 強化指定選手・スタッフは、日本国民を代表するにふさわしい礼儀をわきまえ、常に責任と規律ある行動をとり、社会の模範となるべき選手・スタッフであること。
2. 強化指定選手・スタッフは、活力ある日本トライアスロン界を代表するにふさわしく、かつ参加各国との友好と親善に寄与できる選手・スタッフであること。
3. 強化指定選手・スタッフは、日本国民及び日本トライアスロン界の期待に応えるべく、飽くなき向上心を持った選手・スタッフであること。

### 【行動規範】

#### 1、法令及び諸規則等の遵守

法令及び諸規則、JTU の諸規程等を遵守し、常に良識を持って誠実に行動する。また、他の者に対し、法令等に違反する行為を指示・教唆したり、他の者が法令等に反する行為を黙認したりしない。また、反社会的勢力やその関係者とは一切関係を持たない。

#### 2、差別の排除

人種、性別、信条、思想、宗教、身体的特徴、経済的事情、家庭的事情、学歴等を理由とした差別を行わない。

#### 3、社会への貢献

日頃から社会との良好なコミュニケーションの維持に努め、スポーツを通じて明るく心豊かな社会の実現に貢献する。

#### 4、ドーピング行為、違法薬物摂取の禁止

ドーピング行為は一切行わない。必要な薬物等の服用は、必ず事前に医師に相談し、ドーピングに当たらないことを確認した上で服用する。また、違法薬物(覚せい剤、麻薬、大麻等)は絶対に禁止する。

#### 5、飲酒・喫煙

日本国内・国外にかかわらず、代表選手・スタッフ等の活動期間中は、成年者であっても喫煙と過度の飲酒はしない。

#### 6、礼儀礼節の保持

社会の一員として法令等とともにモラル、マナー、エチケットをわきまえ、他の競技者や大会関係者、観戦者に対して敬意をもって接する。

## 7、名誉棄損行為等の禁止

JTU 又は JTU の役員、競技者等の名誉を害する行為及び信用を傷つけるような行為はしない。ソーシャルメディア（ブログ、ツイッター、フェイスブック等）の利用にあたっては、他人への誹謗・中傷、権利侵害、政治的・宗教的な投稿はしない。

### 【その他遵守事項】

- 1、JTU が指定する公式な事業及び大会、合宿、研修等（以下、公式事業という。）には必ず参加する。参加できないやむを得ない事情があるときは、事前に JTU 事務局に届け出、承認を得る。
- 2、JTU が定める公式事業において、管理責任者又は、リーダー、ヘッドコーチもしくは担当コーチ（以下、役員・スタッフ等）により定められた 時刻(集合時間、門限等)を厳守する。
- 3、公式事業の期間中、宿舎から外出する際には、必ずスタッフの了承を得るものと、役員・スタッフ等により定められた門限を厳守する。また未成年者の単独での外出は禁止する。
- 4、公式事業において指定の衣服・レースウェアがあるときは、その衣服を着用すること。
- 5、その他、役員・スタッフ等が定めた指示事項を遵守する。

### 【附 則】

本規範は、2019 年 4 月 1 日より実施、施行する。